

令和5年度 第96回

# 全国安全週間

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場



## 安全経営あいち<sup>®</sup>

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

岡崎労働基準監督署  
西尾支署



あいち安全経営本舗<sup>®</sup>

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



令和5年度 第96回

# 全国安全週間

---

## 目次

1. 令和5年度全国安全週間の実施について
2. 労働災害発生状況と第14次労働災害防止推進計画
3. 安全経営あいち<sup>®</sup>
4. 規則等の改正について

1

# 令和 5 年度全国安全週間の実施について

---

# 令和5年度 全国安全週間 実施要綱

**スローガン** 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

**期 間** 7月1日～7月7日（準備期間 6月1日～6月30日）

**全国安全週間  
及び  
準備期間中  
に実施する事項**

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

# 令和5年度 全国安全週間実施要綱 – 継続的に実施する事項 –

## 10 実施者の実施事項 各事業場では、以下の事項を継続的に実施する。

### (1) 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
- ④ リスクアセスメントの実施
- ⑤ その他の取組

### (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ③ 建設業における労働災害防止対策
- ④ 製造業における労働災害防止対策
- ⑤ 林業の労働災害防止対策

### (3) 業種横断的な労働災害防止対策

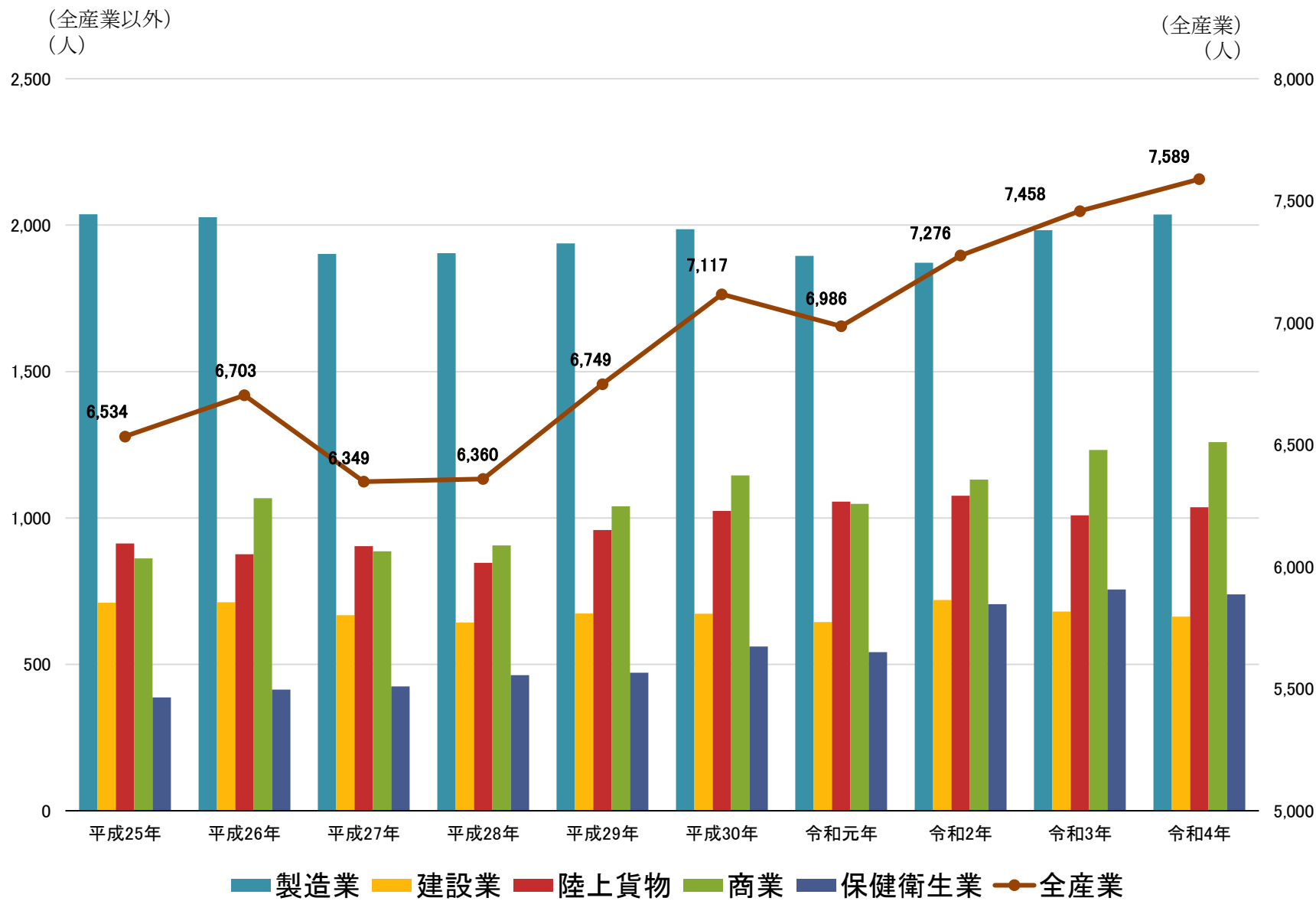
- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ③ 交通労働災害防止対策
- ④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

2

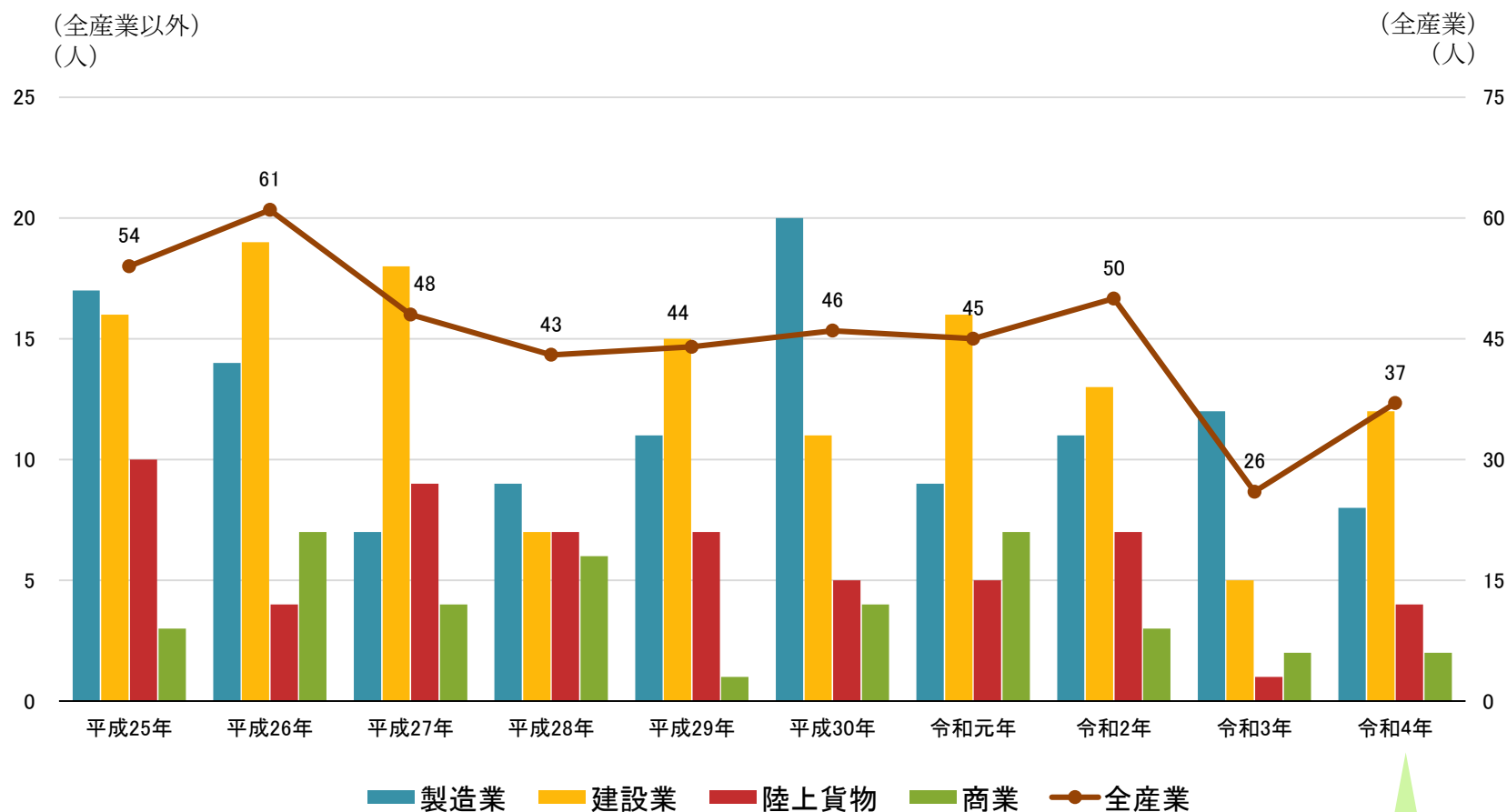
労働災害発生状況と  
第14次労働災害防止推進計画

---

# ■ 愛知労働局の労働災害発生状況（新型コロナ除く）



# ■ 愛知労働局の死亡災害発生状況（新型コロナ除く）

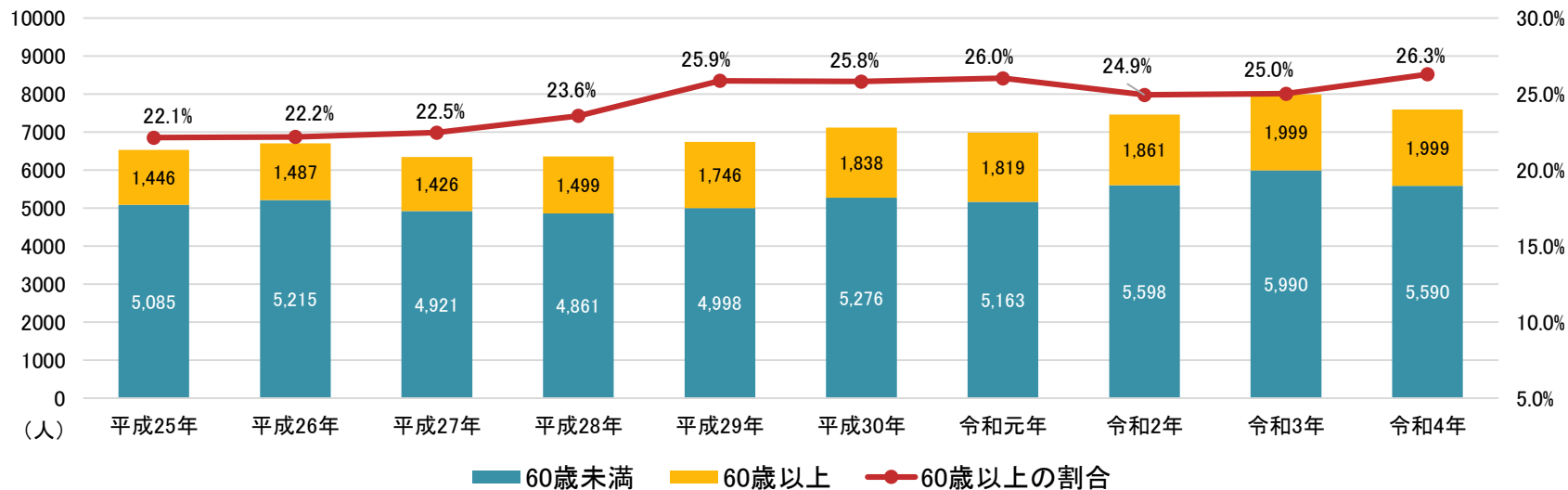


令和4年の死亡災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」9人、「交通事故（道路）」7人、「飛来、落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」それぞれ5人であった。この4つの型で70.3%を占めている。

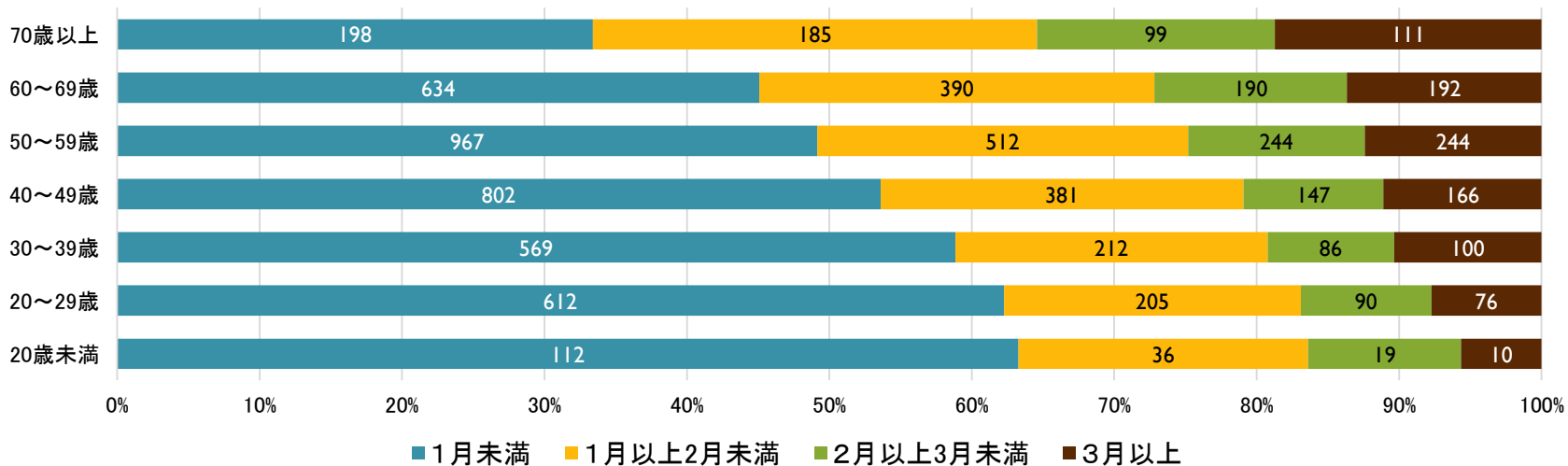


# ■ 愛知労働局の労働災害発生状況（高年齢労働者）

## 高年齢労働者の労働災害発生状況の推移



## 年齢別休業見込み期間の割合(令和4年)

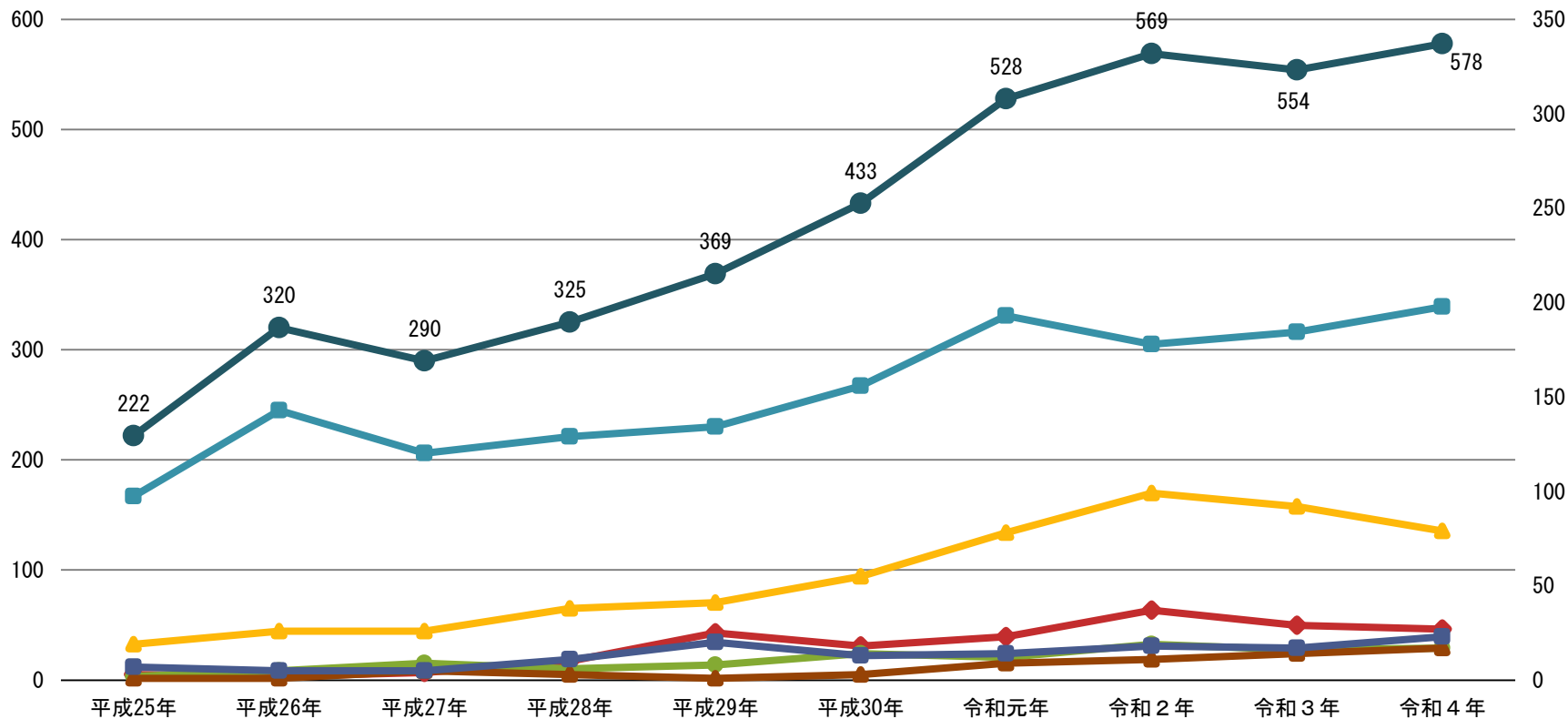


# ■ 愛知労働局の労働災害発生状況（外国人労働者）

## 外国人労働者における労働災害発生状況等

（製造業、全産業）  
（人）

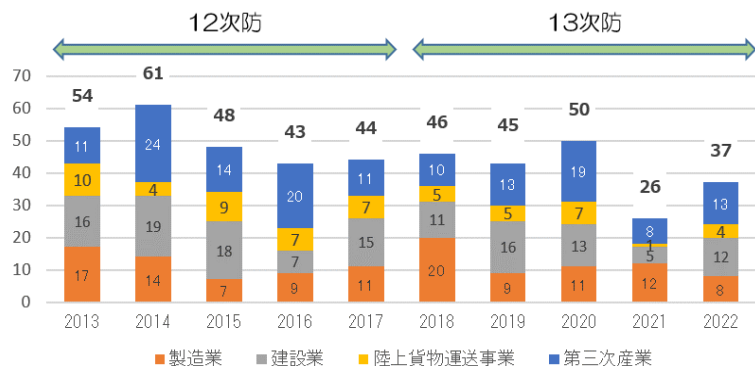
（他の業種）  
（人）



■ 製造業   
 ● 全産業   
 ■ 建設業   
 ◆ 運輸交通業   
 ■ 小売業   
 ■ 社会福祉   
 ■ 飲食店

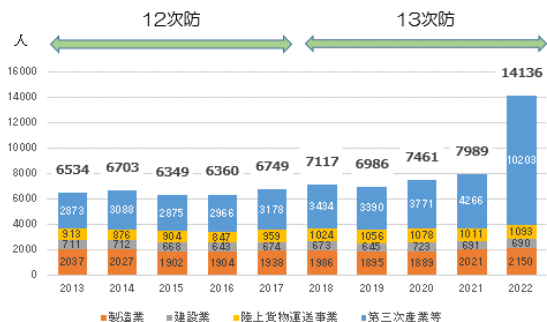
# 第13次労働災害防止推進計画中の労働災害発生状況

## 死亡者数



- **全業種目標：死亡者数40人を下回る**
  - ・2021年及び2022年、2年連続で目標達成
- **重点業種目標：製造業・建設業で死亡者数7人を下回る**
  - ・2021年の建設業及び2022年の製造業を除き、目標未達成。

## 死傷者数



- **最近の10数年間は減少停滞。13次防期間中に増加に転じた。**
- **製造業、建設業、陸上貨物運送事業等 → ほぼ横ばい** ] 構造上の第三次産業 → **大幅増加** 課題

## 工業中毒

- **12次防期間合計 59人 → 13次防期間合計 72人と増加。**
- **一酸化炭素中毒等、一時に複数名が被災した事例が多い。**

## 定期健康診断

- **何らかの項目に所見が認められた有所見率2017年以降6年連続で、約6%上昇。**
- **血中脂質、肝機能、血圧、血糖の順で有所見率が高い。**  
→ **生活習慣病、高齢労働者の割合増加との関連**



# 第14次労働災害防止推進計画

## ■ 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

- **自律的でポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング (Well-being)**を実現する。

### (2) 計画期間

- 2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

### (3) 計画の目標

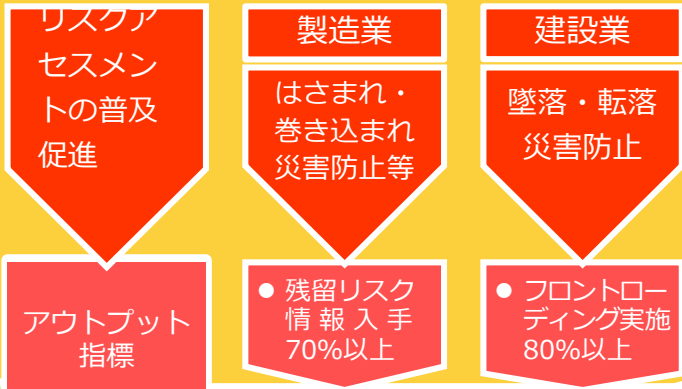
- 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

令和5年3月 **愛知** Aichi Labour Bureau **労働局**



「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

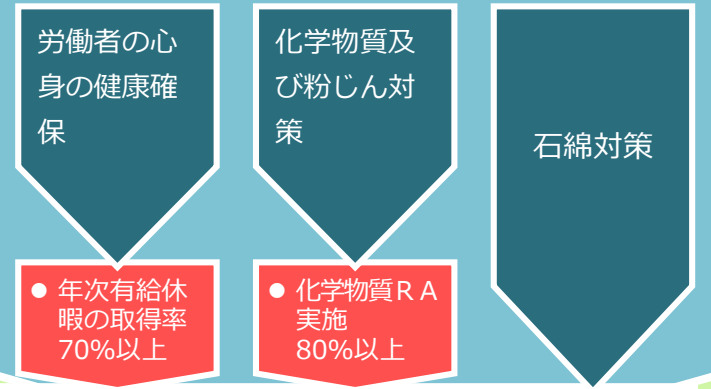
**重篤な労働災害の防止**



第三次産業



**総合的な健康対策**



● 「安全経営あいち賛同事業場」 1000事業場以上



計画のねらい

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
- 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

## 重点事項ごとの具体的取組

	項目	主な内容
(1) 「安全経営あいち®」の推進	ア 「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用による機運醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。</li> </ul>
	イ + Safe 協議会等の運用による第三次産業対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+ Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。</li> </ul>
(2) 重篤な労働災害の防止	ア リスクアセスメントの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。</li> <li>「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。</li> </ul>
	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止等を重点とした製造業対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。</li> <li>「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。</li> </ul>
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とした建設業対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。</li> <li>工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。</li> </ul>
(3) 総合的な健康対策	ア 労働者の心身の健康確保のための総合的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。</li> </ul>
	イ 化学物質及び粉じんによる健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。</li> </ul>
	ウ 石綿による健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年等に改正された石綿障害予防規則（事前調査の適切な実施・報告等）の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。</li> </ul>

- 行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生動向（転倒災害、腰痛等）を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するよう努める。

3



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

# 現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

## 現場主体の「管理活動」



ボトムアップ型

- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

## 事業者による「管理」



トップダウン型

- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。

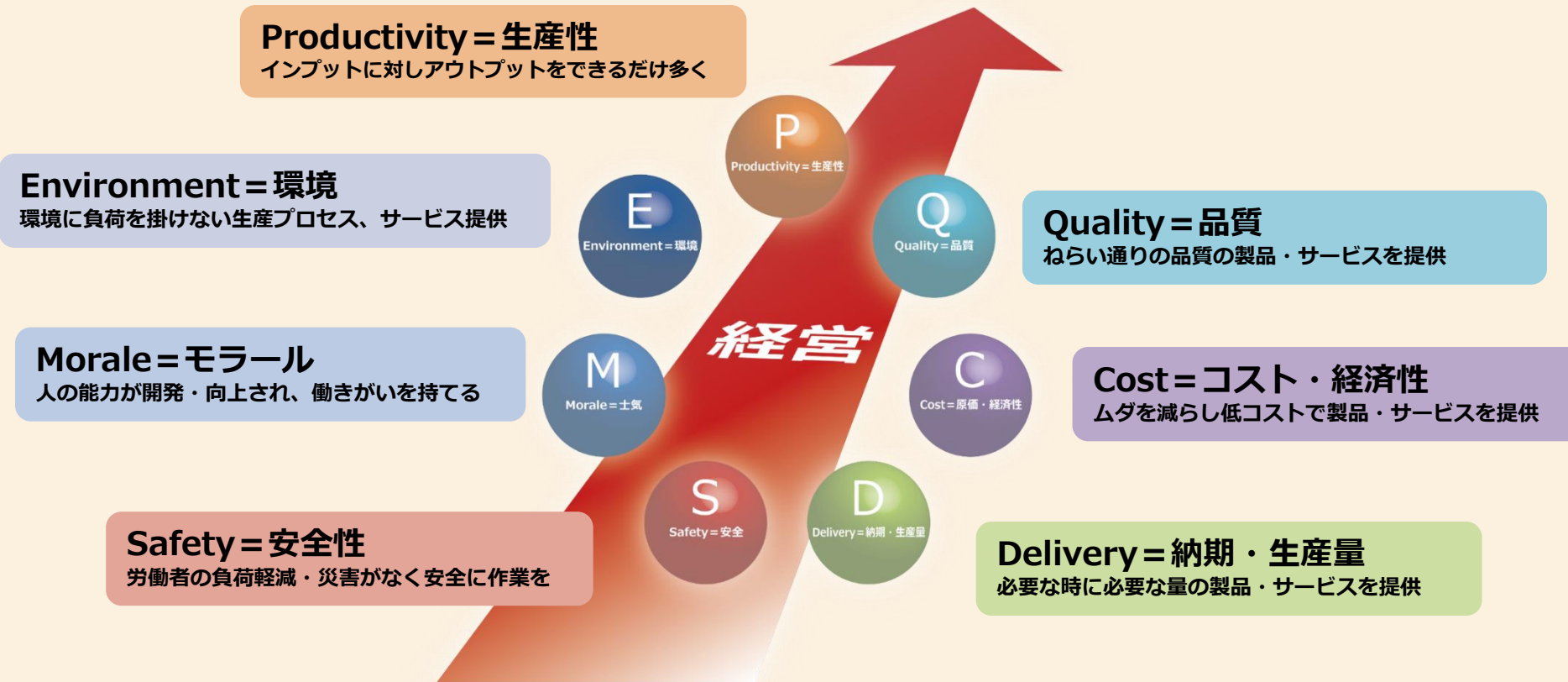


# リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

# P Q C D S M E は、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ [ 安全を欠かすことはできない。  
安全だけを別に取り扱えない。

# 企業価値の向上

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、**企業価値向上を図るための戦略的手法**とすることができる。



# 安全経営あいちは雇用や働き方改革等にも通ずる





## 目的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

## 賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。
- なお、過去に「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。



## 賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。

## 受付期間

- 令和9年度までを予定しています。



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



詳細はこちら。

# 出前講座のご案内



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。



# イベントのご案内

## 緑十字展2023 in 愛知

【同時開催】第82回 全国産業安全衛生大会 in 愛知

日時：9月27日～29日

会場：ポートメッセなごや



## 安全経営あいち 推進大会2023

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

つながり  
第2話 出會

日時：2024年1月23日（火）  
13：30から16：00まで

会場：日本特殊陶業市民会館  
フォレストホール  
(名古屋市中区金山一丁目5番1号)

参加費：無料



# 4

## 規則等の改正について

---

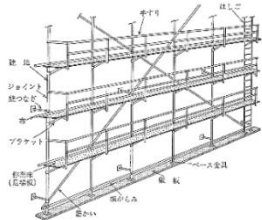
# 足場に係る規則改正等

---

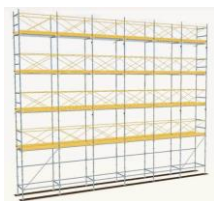
# 改正労働安全衛生規則について

## 1 一側足場の使用範囲を明確化

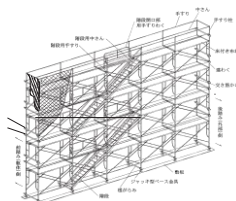
本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



(※) 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

## 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名を追加するもの。

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

# 一側足場の使用範囲の明確化について

## 1 「幅が1メートル以上の箇所」について

### 基本的な考え方

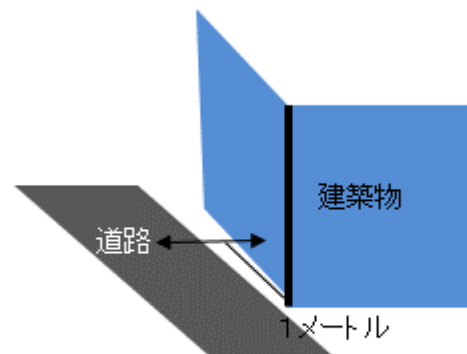
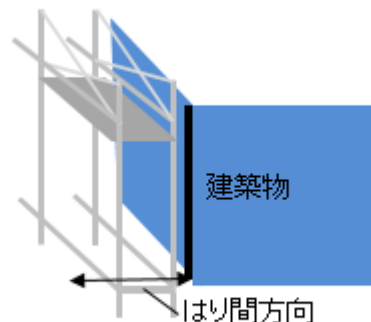
足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。

### 例外について

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。

### 事業者が行うべきこと

足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートルの箇所」を確保すべきもの。



注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

# 一側足場の使用範囲の明確化について

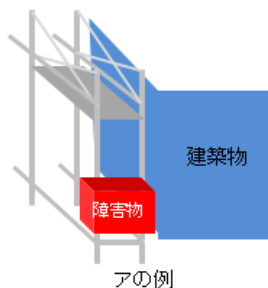
## 2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

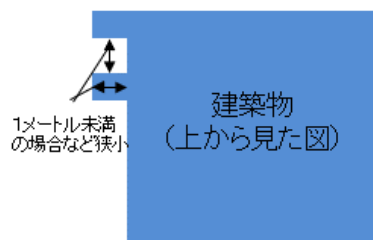
### 具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

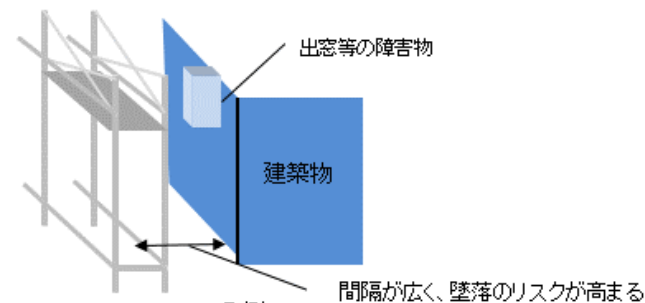
- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



アの例



イの建築物の例



エの例

## 3 その他

- 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

# 足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

## 足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

- 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。
- 安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（※）**が望ましいこと。
- 足場の点検に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」（推進要綱別添）を活用することが望ましいこと。

- (※) 組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（推進要綱別添参照）
- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
  - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
  - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
  - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

## 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

- 組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。  
なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。
- 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

足場等の種類別点検チェックリスト（ ）足場用（注1）

足場等点検チェックリスト

作業名（ ） 工期（ ）（注2）

発注者氏名（ ） 発注者（ ）（注3）

検査場所（ ）（注4）

検査理由（ ）（注5）

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	検査(注8)	点検者(注9)	確認(注10)
1 点検の記録、取付け及び書置しの状態				
2 建設、布、脚子等の取付け、接続部及び取付部の組み立ての状態				
3 架材及び脚子等取付部の取付け及び取置の状態				
4 足場用確保防止設備の取付け及び取置の状態(注11)				
5 構材等(物体)の落下防止設備の取付け及び取置の状態				
6 脚子の取下及び取置の状態				
7 釘かき、撥き、摩つたき等補強材の取付け及び取置の状態				
8 建設、布及び脚子の取付けの状態				
9 入りよとつり部との取付けの状態及びつり部等の取止めの状態				

足場の種類別点検チェックリスト

# 貨物自動車における 荷役作業時にかかる規則改正等

---

# 労働安全衛生規則改正内容について

## 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。



昇降設備の例

## 2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

## 3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

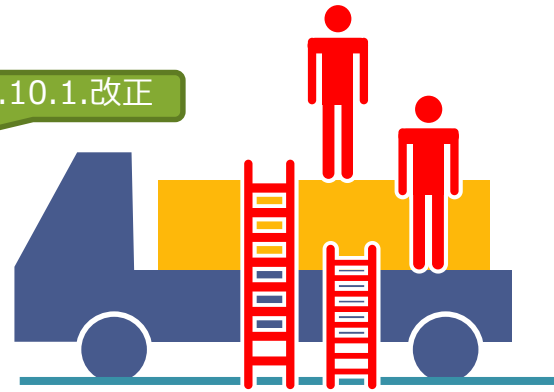
施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）



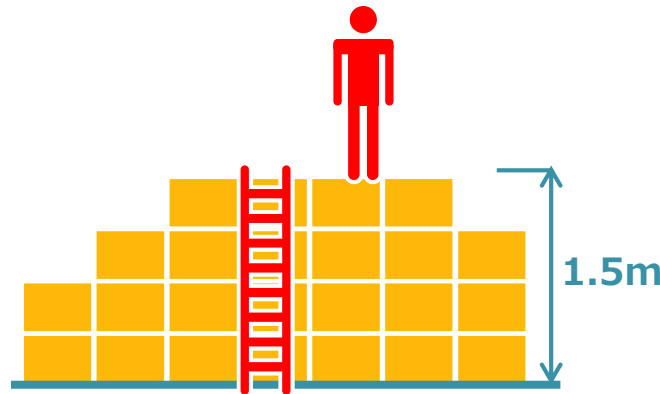
# 1. 昇降設備の設置（安衛則第151条の67関係）（令和5年10月1日施行）

- **2 t 以上**の貨物自動車の  
荷台  
荷の上面 } への昇降

R5.10.1.改正



- **1.5m**を超える  
はいの上への昇降



- その他**1.5m**を超える昇降全般

昇降設備を  
設置・使用

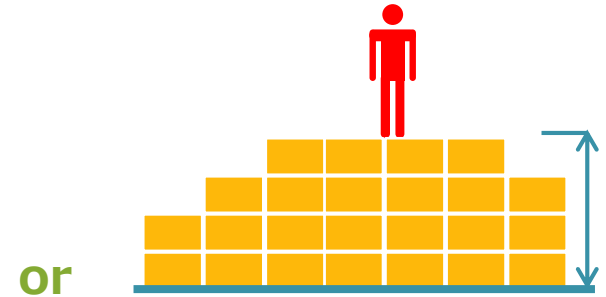


## 2. 保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）（令和5年10月1日施行）



- **5 t 以上**
  - **5 t 未満** **2 t 以上** **であおり無し** **で開閉できる**
  - 上記以外の貨物自動車で **テールゲートリフター** を使用して荷を降ろす作業
- 貨物自動車の荷の積み卸しの作業

R5.10.1.  
改正



- or
- **2m以上のはいの上** における作業

### ガイドライン 第2の2 荷役作業における労働災害防止措置 (1)ウ、(2)ア⑤

荷役作業の作業環境、作業内容に配慮 → **保護帽**

墜落・転落の危険のある作業



墜落時保護用  
**保護帽を着用**

### 3. 特別教育（安衛則第36条第5号の4関係）①（令和6年2月1日施行）

特別教育の受講者が操作を行うこと

	科目（テールゲートリフター＝TGL）		時間数
下記以外の者	学科教育	TGLに関する知識	1.5H
		TGLによる作業に関する知識	2H
		関係法令	0.5H
	実技教育	TGLの操作の方法	2H以上
R6.2.1.時点で6か月以上従事歴のある者	学科教育	TGLに関する知識	45M
	実技教育	TGLの操作の方法	1H

## 4. 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係）（令和5年10月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則(抜粋)】※赤字が改正部分

### （運転位置から離れる場合の措置）

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

一 フォーク、ショベル等の荷役装置（テールゲートリフターを除く。）を最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2（略）

3 事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

4 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。

## 5. その他（荷役ガイドラインの改正）

### ○テールゲートリフター

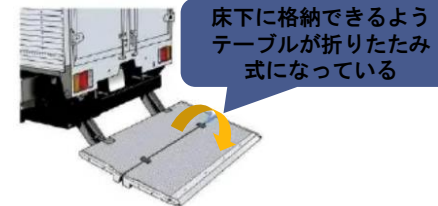
- テールゲートリフターの操作は特別教育を受講した者に行わせること
- 作業開始前及び定期的に点検すること
- いわゆるU字型ロールボックスパレットの積載については、逸走防止措置を確実に講ずること。
- 床下格納式テールゲートリフターは、側部ストッパーに隙間が生じるため、当該隙間から車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。



【U字型ロールボックスパレット】  
折りたたんで収納する際、ショッピングカートのごとく収納できるように、前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっている

### ○ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

- ロールボックスパレット等を移動させないときは必ずキャスターストッパーを使用すること。キャスターストッパーが備わっていない場合は、歯止め等適切な逸走防止措置を講ずること。
- 不具合があった場合は、所有者又は荷主に報告し、対応を協議すること。
- 最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。



【床下格納式テールゲートリフター】

### ○荷主等が講ずべき措置

- 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
- 自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載荷重を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。

# 新たな化学物質管理等について

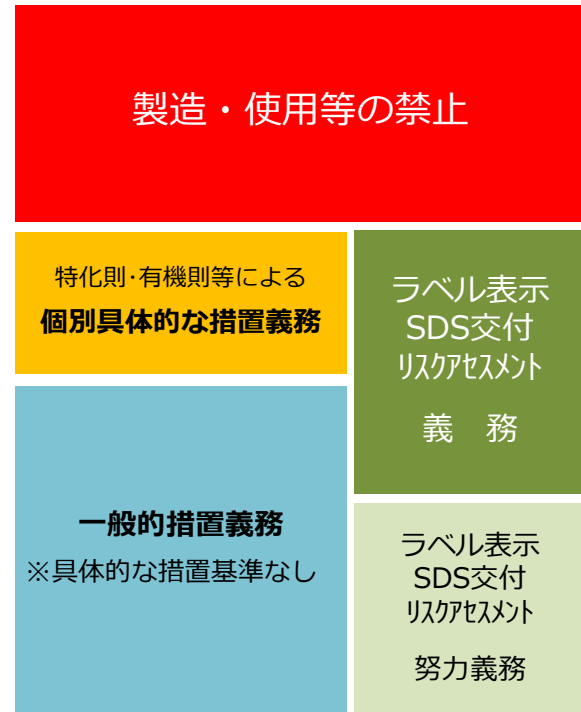
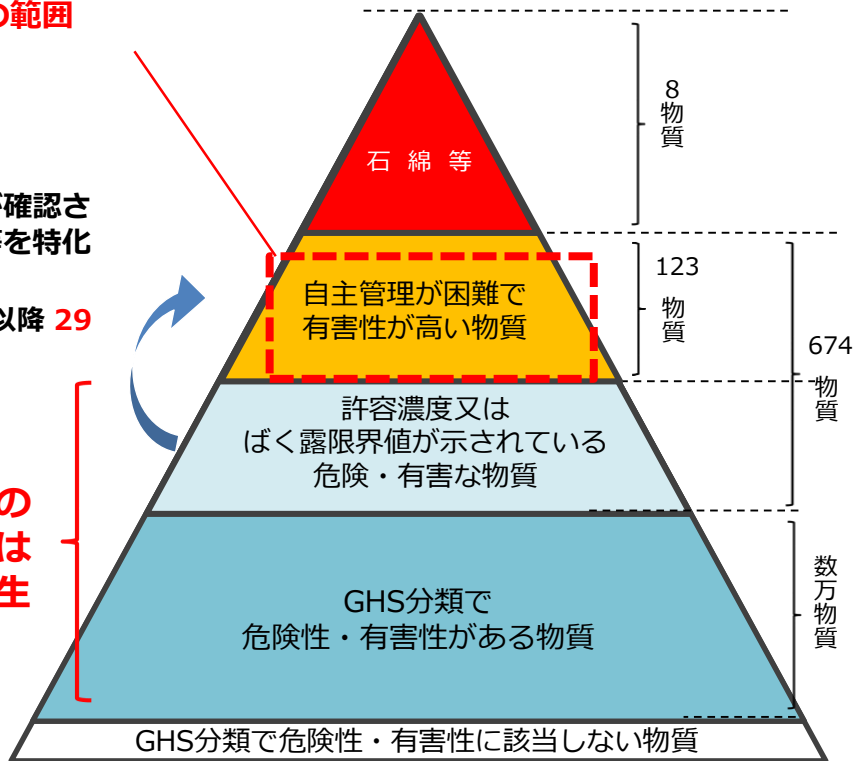


# ■ 現在の化学物質規制の仕組み (個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務がかかっているのはこの範囲

発がん性が確認された物質等を特化則に追加  
 ※2007年以降 29 物質追加

労働災害の 8割はここで発生



- 有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のない物質が原因
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して規制対象外の物質に変更 → 対策不十分により労働災害発生。(規制とのいたちごっこ)

## ■ 既に施行されている事項

### ■ 特殊健康診断の実施頻度の緩和 (特化則第 39 条④、有機則第 29 条⑥、鉛則第53 条④、四鉛則第22 条④)

- 作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されている場合は、特化則、有機則、鉛則、四鉛則の特殊健康診断の実施頻度を**6 月以内ごとに1 回から、1 年以内ごとに1 回に緩和**できる。(事業者が労働者ごとに判断する。監督署への届出等不要)
- 直近 3 回の作業環境測定結果が第 1 管理区分、直近 3 回の特殊健康診断結果に異常所見がない、作業方法の変更がないなどのことが要件。

R5.4.1施行

### ■ 管理水準良好事業場の特別則適用除外 (特化則第2 条の3、有機則第4 条の2、鉛則第3 条の2、粉じん則第3 条の2)

- 化学物質管理の水準が一定以上であると**所轄労働局長が認定した事業場**について、特化則、有機則、鉛則、粉じん則の**個別規制の適用を除外し、リスクアセスメントに基づく自主管理によることができる。**  
( 専属の化学物質管理専門家によるリスクアセスメントの実施管理等の状況、過去 3 年間の、化学物質等による労働災害・作業環境測定結果・特殊健康診断結果・化学物質管理専門家の評価・法令違反の状況などを評価して認定される。)

R5.4.1施行

### ■ リスクアセスメント結果等にかかる記録の作成保存 (安衛則第34条の2の8)

- 従来からの規定 (労働者への周知) に加え、リスクアセスメントの記録を作成し、**次のリスクアセスメント実施まで (ただし最低 3 年間) 保存**することが必要に

R5.4.1施行

### ■ 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 (安衛則第33 条の2)

- ラベル表示対象物を事業場内で別容器等で保管する際、**内容物の名称と人体に及ぼす作用を明示**する

R5.4.1施行



## ■ 既に施行されている事項

### ■ 職長等の教育を行うべき業種の拡大 (安衛法施行令19条、安衛法第60条関係)

- 職長等への教育が必要な業種を拡大。  
食料品製造業の全て、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業を対象に追加。

R5.4.1施行

### ■ がん等の遅発性疾病の把握強化 (安衛則第97条の2)

- 1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したときは、業務起因性について医師に意見を聴く
- 業務起因が疑われるときは所轄労働局長に報告する

R5.4.1施行

### ■ 注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (安衛法施行令第9条の3)

- SDS交付対象物の製造・取扱設備及びその付属設備の改造、修理、清掃等の仕事の注文者は、請負人に化学物質の危険性・有害性等を文書を交付する

R5.4.1施行

### ■ SDS通知方法の柔軟化 (安衛則第24条の15①,③、34条の2の3)

- SDSの通知を、文書以外の方法でも行える(相手方の承諾不要)  
磁気・光ディスク等の記録媒体の交付、FAX・電子メール送信、ホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

R5.4.1施行

### ■ 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 (安衛則第24条の15②,③、34条の2の5②,③)

- SDSの通知事項のうち、「人体に及ぼす作用」について、5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認し、必要な場合には変更、通知等を行う。

R5.4.1施行

# ■ 一部施行されている事項

## ■ ばく露の程度の低減（安衛則第577条の2、第577条の3）

- R Aの結果等に基づき、労働者の**ばく露の程度を最小限度にする**。
- 屋内作業場における、**濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にする**
- リスクアセスメント対象物以外のばく露の程度を最小限度にする（努力義務）

R5.4.1施行

R6.4.1施行

R5.4.1施行

## ■ 作業の記録、労働者の意見聴取（安衛則第577条の2）

- ばく露の程度を最小限度にする措置等の労働者の意見聴取・記録作成・3年間保存
- **がん原性物質等の作業の記録作成・30年間保存**

R5.4.1施行  
濃度基準以下の措置、RA健康診断関係はR6.4.1

## ■ 衛生委員会付議事項の追加（安衛則第22条）

- ばく露の程度を最小限度にするための措置に関すること
- 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置に関すること
- リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき講ずる措置等に関すること

R5.4.1施行

R6.4.1施行

## ■ 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（安衛則第594条の2、3）

- 皮膚や眼に障害を与える恐れがある物質等の製造・取扱いの際、労働者に保護具を使用させる義務等を規定。
- おそれが**不明**：【**努力義務**】保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用
- おそれが**明らか**：【**義務**】不浸透性の保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用
- おそれが**ないことが明らか**：使用義務なし

R5.4.1施行

R6.4.1施行

# ■ 今後施行される事項

## ■ 化学物質管理者の選任義務化（安衛則第12条の5）

選任	R A 対象物 製造・取り扱い事業場	● <b>化学物質管理者を選任</b> 職務：リスクアセスメントの実施管理等
	R A 対象物 譲渡・提供 事業場	● <b>化学物質管理者を選任</b> 職務：ラベル表示・労働者教育の管理等
要件	R A 対象物 製造事業場	● <b>化学物質管理者講習修了者</b> または 同等以上の能力を有する者から選任
	R A 対象物 製造事業場以外	● <b>化学物質管理者講習に準ずる講習修了者</b> から選任することが望ましい

R6.4.1施行

## ■ 保護具着用管理責任者の選任義務化（安衛則第12条の6 他、各特別則）

選任	● リスクアセスメントの結果に基づく措置で労働者に保護具を使用させるとき
	● 特化則や有機則等の特別則における、第3管理区分作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合
要件	● <b>保護具の管理に関する教育受講者</b> など、知識及び経験を有する者から選任

R6.4.1施行

## ■ 化学物質労災発生事業場等への監督署長指示（安衛則第34条の2の10）

- 化学物質による労働災害の発生またはおそれがある事業場で、管理が適切に行われていない疑いがあるときは、**労働基準監督署長が改善すべき旨を指示できる。**
  - 指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家（外部の者が望ましい）から助言等を受け、1月以内に改善計画を作成し、措置の実施、労働基準監督署長への報告、改善措置の記録作成及び3年間保存をする。**
- R6.4.1施行

## ■ 今後施行される事項

### ■ 第三管理区分事業場の措置強化 (特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2)

- 特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、改善措置を講じて、第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。
- これができない場合等には、**外部の作業環境管理専門家**の意見に基づいて改善を行い、なお改善困難な場合には、**呼吸用保護具によるばく露防止対策徹底**を行うこととされました。

R6.4.1施行

### ■ リスクアセスメント対象物健康診断等 (安衛則第577条の2)

- R A対象物健康診断の実施、結果保存、意見聴取・事後措置、結果通知等

R6.4.1施行

### ■ ラベル表示・SDS交付・RA対象物の追加 (安衛法施行令別表第9)

- 対象物を従来の**674物質**から**903物質**へ拡大 (その後も順次追加予定)

R6.4.1施行

### ■ 雇入れ時等教育の拡充 (安衛則第35条)

- 雇入れ時等の教育について一部業種に認めていた教育項目の**省略規定を廃止**し、全業種で省略なく教育を行うこととされました。

R6.4.1施行

### ■ SDS 通知事項の追加・含有量表示の適正化 (安衛則第24条の15①、34条の2の4、34条の2の6)

- SDSの通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」を追加
- SDSの通知事項「**成分の含有量**」について、**重量パーセント**の記載が必要に  
※**営業上の秘密に該当する場合の例外規定あり**

R6.4.1施行



# 「騒音障害防止のためのガイドライン」の改訂

---

令和5年4月20日 改訂

# 騒音障害防止のガイドライン

## 対象作業の追加

本ガイドラインの対象作業・・・騒音作業を別表第1及び別表第2に掲げる作業場。

※それ以外の作業場所であっても騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合は本ガイドラインに基づく措置を講ずることが望ましい。

## 騒音障害防止の管理者の選任

衛生管理者や安全衛生管理者などから選任する。

聴覚保護具の正しい使用方法指導や使用状況の確認を行う。

## 作業環境管理

作業環境の測定を6月以内ごとに1回定期に行う。

- 屋内作業場・・・「**作業環境測定基準に基づき作業環境測定による等価騒音レベルの測定**」を行う。  
(騒音源が移動する場合等においては個人ばく露測定可)
- 坑内の作業場・・・「**定点測定による等価騒音レベルの測定**」を行う。  
(騒音源が移動する場合等においては個人ばく露測定可)
- 屋外作業場・・・「**定点測定による等価騒音レベルの測定**」又は「**個人ばく露測定方法による等価騒音レベルの測定**」を行う。

# 騒音障害防止のガイドライン

## 作業管理

- 有効な聴覚保護具を選定し、使用させる。
- 1日の騒音作業に従事する時間を制限し、**1日騒音ばく露量を85dB未満**とする

## 健康管理

- 騒音健康診断の実施。（雇入時及び6月以内ごとに1回定期的に）
- 騒音健康診断結果に基づく事後措置  
聴力低下の状況によって、保護具の着用や騒音作業の従事時間の短縮、配置転換などの必要な措置を講ずる。
- 騒音健康診断の結果を記録し、**5年間保存**する。
- 定期健康診断実施後遅滞なく、**所轄労働基準監督署長に報告**する。

## 労働衛生教育

対象者	実施時期	内容
騒音作業従事者	・ 騒音作業に労働者を従事させようとするとき	① 騒音の人体に及ぼす影響 ② 聴覚保護具の使用方法
管理者	・ 騒音作業に労働者を従事させようとするとき ・ 騒音障害防止対策を行う管理者を定めて	① 騒音の人体に及ぼす影響（30分） ② 騒音レベルの把握と騒音ばく露低減のための措置（80分） ③ 聴覚保護具の使用その他の作業管理（40分） ④ 関係法令（30分）

## 計画の届出

- 安衛法第88条に基づく計画の届出を行うとき、計画が騒音作業場に係るものであるときは、騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付する。

# 対象作業場等

## 別表第1 … 安衛則第588条に定める8屋内作業場

- (1) 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

## 別表第2 … 等価騒音レベルが85 dB以上となる可能性が高い52作業場

- 打撃機構を有する工具を用いた業務を行う作業場
- 回転体を内蔵する工具又は機械を用いた業務を行う作業場
- 金属に強大な力を加えて変形させる工程を含む業務を行う作業場
- 土石、岩石、鉱物等を動力により破砕、粉碎等する工程又は機械による掘削等を含む業務を行う作業場
- 内燃機関等の運転の業務を行う作業場
- 金属その他の硬質な物を接触させる工程を含む業務を行う作業場
- 振動を発生させる業務を行う作業場
- 高圧の流体を噴射させる工程又は金属を溶融する工程を含む業務を行う作業場
- 騒音を発する特殊な工程を含む業務を行う作業場
- 騒音を発する場所における業務を行うその他の作業場





# 石綿障害予防規則の改正

---

令和 2 年公示・改正石綿規則が順次施行されています。

- ・ 令和 4 年 4 月：事前調査結果等の報告開始
- ・ 令和 5 年 1 0 月：調査を行う者の要件・施行

## 事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要。  
(工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。)


## 事前調査結果の報告

次の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告することが必要です。



**建築物の解体・改修工事**

- 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の解体工事
- 請負代金が100万円以上の改修工事



**工作物の解体・改修工事**

- 特定工作物の解体・改修工事で、請負代金が100万円以上のもの



**船舶の解体・改修工事**

- 総トン数が20トン以上のもの

- 石綿等の使用の有無に関わらず報告が必要です。
- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負います。
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。
- システムの利用にはGビズIDが必要です。



石綿事前調査結果報告  
システム



GビズID

# 事前調査を行う者の要件

(石綿則第3条④、令和5.3.27厚労省告示第89号)

令和5年10月1日施行

	対象	調査に必要な資格等
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の解体等の作業 (一戸建て住宅等を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・ 一般建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部の解体等の作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸建て等石綿含有建材調査者</li> </ul>
<b>工作物</b> 令和8年 1月1日から 必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定工作物(①～⑤、⑦～⑪)の解体等の作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物石綿事前調査者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定工作物(⑥、⑫～⑰)の解体等の作業</li> <li>・ 特定工作物以外の工作物で、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物石綿事前調査者</li> <li>・ 特定建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・ 一般建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者</li> </ul>
船舶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋼製の船舶の解体等の作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了考査に合格した者</li> <li>・ 上記と同等以上の知識を有すると認められる者</li> </ul>

## 特定工作物

- ① 反応槽、② 加熱炉、③ ボイラー、圧力容器
- ④ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ⑤ 焼却設備
- ⑥ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ⑦ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ⑧ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- ⑨ 変電設備、⑩ 配電設備

- ⑪ 送電設備(ケーブルを含む)
- ⑫ トンネルの天井板
- ⑬ プラットホームの上家
- ⑭ 遮音壁
- ⑮ 軽量盛土保護パネル
- ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く) **令和5年10月1日から適用**

## ● **分析調査**は、次の者に行わせることが必要です。

- ・厚生労働大臣が定める**分析調査講習**を受講し、修了考査に合格した者
- ・(公社)日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・(一社)日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析I&II<sup>o</sup>-トコース)修了者」
- ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・(一社)日本繊維状物質研究協会の「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

### 事前調査者講習を行っている機関



公益社団法人  
愛知労働基準協会



建設業労働  
災害防止協会  
愛知県支部



株式会社  
建設業安全  
推進協会



名古屋東  
労働基準  
協会



刈谷  
労働基準  
協会



中災防  
中部安全衛生  
サービスセンター



その他・石綿総  
合情報ポータル  
サイト

### 分析調査講習を行っている機関

一般社団法人 日本繊維状物質研究協会  
(神奈川県厚木市三田2-10-10)



# 熱中症を防ごう!

## 愛知労働局



### STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

2023年5月1日~9月30日(4月:準備期間/7月:重点取組期間)

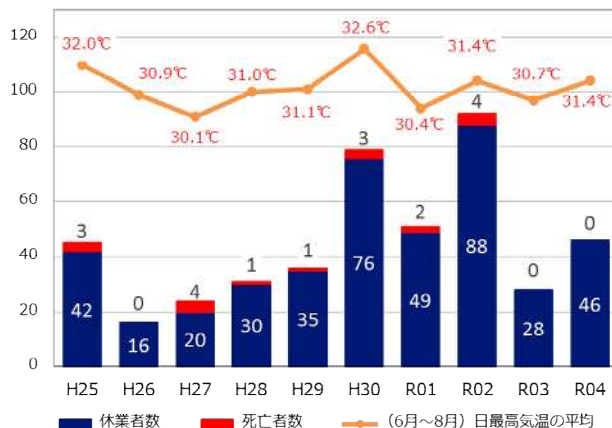
- 毎年、梅雨明けの時期になると日差しが急に強くなり、急激な環境温度の変化に身体が対応しきれずに、全国的に熱中症が発生しています。**令和4年、愛知県内で発生した就業中の熱中症は、46人**となりました(休業4日以上)。
- 熱中症の発生は**WBGT(暑さ指数)**と**明確に関連**しており、予防についても作業者の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の**科学的アプローチが可能**です。このパンフレットを参考に、関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、熱中症の根絶を目指しましょう。

### 愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上の死傷災害】

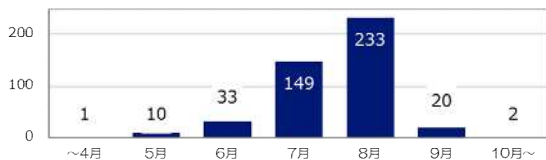
#### 年別発生件数

発生年	休業者数	死亡者数	合計
平成25年	42	3	45
平成26年	16	0	16
平成27年	20	4	24
平成28年	30	1	31
平成29年	35	1	36
平成30年	76	3	79
令和元年	49	2	51
令和2年	88	4	92
令和3年	28	0	28
令和4年	46	0	46
合計	430	18	448

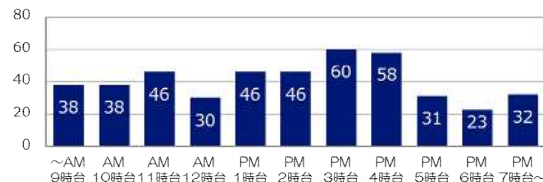
#### 気温と熱中症発生状況の関係



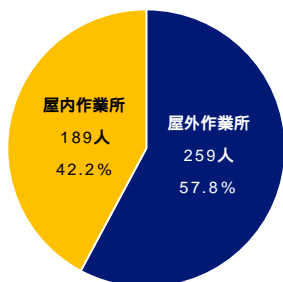
#### 月別発生状況(過去10年分)



#### 時間帯別発生状況(過去10年分)



#### 作業場所別発生状況(過去10年分)



- 愛知では毎年、数十名の方が休業4日以上となる熱中症を発症しています。また、**ほとんどの年で数名の方が死亡**しています。
- 熱中症の発生は毎年5月頃、かなり早い時期から始まります。最多となる7月~8月を迎える前に、**早期に予防対策に取り組むことが重要**です。
- 熱中症は、午後3時から4時台をピークに、**全ての時間帯で発生**しています。発生場所も屋外に限らず、**屋内の割合もかなり高くなっています**。

「熱中症」とは、暑熱環境に身体が適応できずに起こる様々な状態の総称です。持病など、他の原因があるものを除き、諸症状を広く含めます。

従来、症状によって、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病などに分類してきましたが、現在では、一連の症状を総称して「熱中症」と呼ぶようになりました。

これらの症状は、対応の仕方や被災者側の体調によって刻々と変化しますので、**症状分類にとらわれずに「熱中症」ととらえることが大切です。**

## 熱中症の分類（病態と対応）

重症度	症状	対応
度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 汗が、拭いても拭いても出てくる（大量の発汗）</li> <li>● めまい、立ちくらみがある</li> <li>● 筋肉のこむら返りがある（痛い）</li> </ul> <p>* 度では、意識障害を認めない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 冷所に移し、</li> <li>✓ 安静にして体を冷やしましょう</li> <li>✓ 水分・塩分を補給しましょう</li> </ul> <p>* 通常は現場で対応が可能</p>
度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 頭ががんがする（頭痛）</li> <li>● 吐き気がする、吐く</li> <li>● 体がだるい（倦怠感・虚脱感）</li> </ul> <p>* 度では、集中力や判断力の低下を認める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 度の対応に加え、必ず誰かが付き添うようにしましょう</li> <li>✓ 症状が改善しなければすぐに病院に運びましょう</li> </ul> <p>* 医療機関での診察が必要</p>
度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意識がない</li> <li>● 体がひきつける（痙攣）</li> <li>● 呼びかけに対し返事がおかしい</li> <li>● 真直ぐに歩けない、走れない</li> <li>● 高い体温である</li> </ul> <p>* 度では、意識障害や臓器（肝臓等）障害、血液凝固異常を認める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 度、度の対応をしながら、すぐに救急車で、病院に運びましょう</li> </ul> <p>* 入院（場合により集中治療）治療が必要</p>

（参考文献 環境省「熱中症環境保健マニュアル2019」・日本救急医学会「熱中症診療ガイドライン2015」）

- 熱中症の裏には脱水症状（水分・塩分などの電解質の不足）が隠れています。
- **大量の発汗、目がしみるような塩分の濃い汗が出始めたら要注意！！**

## 度熱中症の脱水を見つけるポイント

原因不明の発熱                      急激な体重減少（7日以内に4%を超える体重減少）

尿が濃くなる                      わきの下が乾燥する                      舌が乾燥する

手の甲の皮膚をつまみ上げると直ぐに戻らない（3秒以上戻らない）

脱水症状になると血液は重要な臓器に集まるため、握手で手が冷たく感じる



## 2

## 熱中症が発生したら

- 度は現場にて対処可能な病態、**度は速やかに医療機関への受診が必要な病態、度は採血、医療者による判断により入院（場合により集中治療）が必要な病態**です。
- 万一熱中症が起こったら、涼しい場所で衣類をゆるめ、体を冷して**経口補水液を与えます。**  
（意識がない場合や朦朧としている場合には、無理に水分を摂らせると気管支や肺に入り危険なことがありますので注意してください。）
- 死亡例をみると、

- 医師に見てもらわなかった例
- 具合の悪い労働者を一人で放置した例

などが多くみられます。

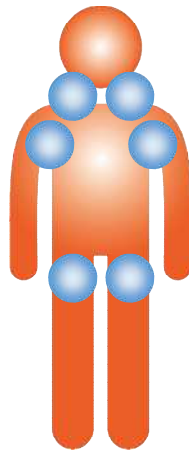
- 応急措置を行うとともに、**躊躇せず**<sup>ちゅうちゅう</sup>に救急車を呼び、**早めに医療機関で受診させて下さい。**
- **また、熱中症と思われる労働者を決して一人で放置しないで下さい。**



## 現場での応急措置 体の冷しかた

救急車を呼び到着を待つ間に体を冷します。冷やしかたには次のような方法があります。

- 濡らしたタオルやハンカチをあてて、うちわや扇風機等で冷やす。
- 服や下着の上から少しずつ冷やした水をかける。
- 冷やした水のペットボトル、ビニール袋入りのかち割氷、氷のう等を当てて、**皮膚直下の血液を冷やす。**



体表近くに太い静脈がある、次のような場所を冷やすのが効果的です。

- <sup>ぜんけい</sup>**前頸部の両脇**（首の付け根）
- <sup>えきか</sup>**腋窩部**（脇の下）
- <sup>そけい</sup>**鼠径部**（大腿の付け根の前面、股関節部）

## 水分や塩分の補給のしかた

熱中症予防のためには、作業開始前から終了後まで、こまめに水分と塩分を補給することが重要です。喉が渴いていなくても時間を決めて補給するようにしましょう。

補給の際は、少し塩分が入った水(0.1～0.2%の食塩水)がよいと言われています。さらに、若干の糖分も同時に補給すると持久力が向上します。スポーツドリンクや経口補水液等を適切に使用しましょう。

- 通常の水分・電解質補給……スポーツドリンクなど
- 熱中症の兆候がある時……経口補水液など



### 3 WBGT 値（暑さ指数）に基づく対策

- WBGT 値（湿球黒球温度：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標で、「暑さ指数」とも呼ばれます。単位は気温と同じ摂氏度（ ）ですが、その値は気温とは異なります。
- WBGT 値（暑さ指数）は、湿度、日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の暑熱環境、気温の 3 つを取り入れており、次の式で算出されます。

[1] 屋内及び屋外で太陽照射のない場合  $WBGT \text{ 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$   
 [2] 屋外で太陽照射のある場合  $WBGT \text{ 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

- **WBGT 値（暑さ指数）が下表の基準値を超え、又は超える恐れのある場合には、次ページ以降の対策を徹底しましょう。**
- **身体作業強度等に応じた WBGT 基準値**（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より）

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値 ( )	
		暑熱順化者	暑熱非順化者
0 安静	● 安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	● 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ● 手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け) ● 腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作) ● 立位でドリル作業(小さい部品) ● フライス盤(小さい部品) ● コイル巻き ● 小さい電機子巻き ● 小さい力で駆動する機械 ● 2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き	30	29
2 中程度代謝率	● 継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土] ● 腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両) ● 腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しゅくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫) ● 軽量の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする ● 2.5 km/h ~ 5.5 km/h での平たんな場所での歩き ● 鍛造	28	26
3 高代謝率	● 強度の腕及び胴体の作業 ● 重量物の運搬 ● ショベル作業 ● ハンマー作業 ● のこぎり作業 ● 硬い木へのかな掛け又はのみ作業 ● 草刈り ● 掘る ● 5.5 km/h ~ 7 km/h での平たんな場所での歩き ● 重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする ● 鋳物を削る ● コンクリートブロックを積む	26	23
4 極高代謝率	● 最大速度の速さでのとても激しい活動 ● おの(斧)を振るう ● 激しくシャベルを使ったり掘ったりする ● 階段を昇る ● 平たんな場所でする ● 7 km/h 以上で平たんな場所を歩く	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504 (熱環境の人間工学 - WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価 - 暑熱環境) 附属書 A 「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

注 3 (参考) 休憩時間の目安

暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値 - 1 程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2 程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3 程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

### 4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症対策

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防のポイントをまとめました」(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防のポイント 令和 4 年 6 月)より抜粋

- マスクは飛沫の拡散防止に効果がある一方で、高温・多湿な環境では、熱中症のリスクが高くなります。熱中症を防ぐために、**近距離(2メートル以内を目安)で会話するような場合を除いて、屋外ではマスクをはずしましょう。**
- 屋内においてもエアコン、扇風機や換気により暑さを避けながら、感染症対策をお願いします。**屋内でも人との距離が確保できて、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着ける必要はありません。**

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症対策については、最新の情報に留意しつつ取組をお願いします。





# 熱中症 を防ごう!

## 事業者が取り組むべき事項

### 1 WBGT値の把握と評価



- 作業現場に WBGT 値(暑さ指数)指数計 を備え、現場の状況を把握しましょう。( JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを使用しましょう。)  
また WBGT 値と 4 ページの基準値を基に評価、管理を行いましょ。
- WBGT 値は作業場所によって大きく変動することがありますので、場所ごとに把握しましょう。
- 例年 5～10 月まで「環境省熱中症予防情報サイト」で、WBGT 値の予報値・実況値の情報提供を行っています。屋外作業で指数計が用意できない場合には参考にしましょう。



### 2 WBGT値の低減等



- 簡易な屋根、通風・冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などを設置し、WBGT 値を低減するよう検討しましょう。
- ミストシャワー等の散水設備は、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意しましょう。
- 既に設置している冷房設備等の機能を点検しましょう。

### 3 作業時間の短縮・休憩等



- WBGT 基準値を大幅に超える場合には、原則、作業を行わないようにしましょう。
- 管理者が指示し、下記の時間を目安に、定期的に休憩を取らせましょう。

休憩時間の目安	WBGT 基準値からの超過			
	1 程度超過	2 程度超過	3 程度超過	それ以上
1 時間あたりの休憩時間	15 分以上	30 分以上	45 分以上	作業中止が望ましい

\* 暑熱順化した作業員については表を目安に休憩を取れるようにし、暑熱順化していない作業員は、より長い時間の休憩を取れるよう配慮しましょう。

(「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より)

### 4 休憩場所の整備等



- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しましょう。
- 休憩場所は、横になることのできる広さにしましょう。
- 休憩場所には、次のものを備えましょう。

身体を冷すことのできる物品・設備	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等
水分・塩分補給のための物品・設備	飲料水、スポーツドリンク、塩飴、経口補水液等

### 5 暑熱順化



- 作業員の暑熱順化(熱に慣れ、環境に適応していること)の有無は、熱中症の発生リスクに大きく影響します。計画的な暑熱順化プログラムを組みましょう。
- 7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くするよう計画しましょう。
- 特に新規採用者等に対して他の作業員と同様の暑熱作業を行わせないように計画しましょう。
- 夏季休暇等で熱へのばく露が中断すると、4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意しましょう。

## 6 水分及び塩分摂取のための整備



- 休憩場所等に、水分・塩分補給のための物品・設備を備え付けましょう。
- 作業開始前から終了後まで、定期的に水分と塩分を補給できるよう配慮しましょう。
- 点検表や巡視により、作業者が確実に摂取しているか確認し、管理しましょう。

## 7 服装等



- 透湿性・通気性の良い服装を準備しましょう。
- 送風機能のある作業服等の着用も検討しましょう。
- 直射日光下での作業は、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備しましょう。

## 8 健康診断結果に基づく対応等



- 次のような疾病は、熱中症の発生に影響する恐れがあるので、医師等の意見を踏まえて配慮を行いましょう。

糖尿病	高血圧症	心疾患	腎不全
精神・神経関係の疾患		広範囲の皮膚疾患	
感冒等	下痢等		

## 9 労働衛生教育



- 熱中症対策のためには、管理者と労働者が、それぞれ知識を持つことが重要です。雇入れ時、新規入場時等の機会をとらえて教育をしましょう。

熱中症予防管理者向け

労働者向け（雇入れ時・新規入場時）

事項	範囲	時間	範囲
(1) 熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の概要</li> <li>・職場における熱中症の特徴</li> <li>・体温の調節</li> <li>・体液の調節</li> <li>・熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>	30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の概要</li> <li>・職場における熱中症の特徴</li> <li>・体温の調節</li> <li>・体液の調節</li> <li>・熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>
(2) 熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WBGT値（意味、基準値に基づく評価）</li> <li>・作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等）</li> <li>・作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）</li> <li>・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等）</li> <li>・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法）</li> <li>・熱中症予防対策事例</li> </ul>	150分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WBGT値の意味</li> <li>・現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）</li> </ul>
(3) 緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網の作成及び周知</li> <li>・緊急時の救急措置</li> </ul>	15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の救急措置</li> </ul>
(4) 熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の災害事例</li> </ul>	15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の災害事例</li> </ul>

（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より）

## 10 作業場の管理



- 熱中症予防管理者等は、次の業務を行いましょう。
  - WBGT 値（暑さ指数）の低減対策の実施状況を確認する。
  - 各労働者の暑熱順化の状況を確認する。
  - 作業開始前に労働者の体調を確認し、プログラムに沿って暑熱順化を行う。
  - WBGT 値（暑さ指数）の測定結果を確認し、結果に応じて作業の中止や、作業時間の短縮等断の判断をする。
  - 職場巡視を行い、労働者の水分等の摂取状況や健康状態を確認する。
  - 労働者に異常があった場合に、病院への搬送や救急隊要請を行う。



# 熱中症 を防ごう!

## 作業者が取り組むべき事項

### 1 日々の健康管理

- 熱中症の予防のためには、日々の健康管理が重要です。次の事項に留意し、健康管理に努めましょう。



- 夜更かしを避け、睡眠時間を十分に確保しましょう。



- 朝食は必ずとるようにしましょう。
- 水分及び塩分の補給にもなります。



- 飲酒は適量にし、脱水を防ぐため、就寝前や起床後に少なくともコップ1杯程度の水分をとりましょう。

### 2 適切な休憩



- 仕事に集中するあまり「終わるまで...」、「一段落つくまで...」と、つい無理をしてしまいがちです。例え作業途中であっても休憩時には作業を中断し、確実に休憩を取りましょう。
- 管理者から休憩を指示された場合には、**自分の判断で作業を続けず、指示に従いましょう。**

### 3 水分及び塩分の摂取



- 熱中症の予防のためには、**あらかじめ水分、塩分を摂っておくことが重要です。**喉が渴いてから摂っては手遅れになる場合があります。
- 1日の作業開始前や休息時等、作業に取りかかる前には、例え喉が渴いている自覚がなくても十分に水分、塩分を補給するようにしましょう。

### 4 異常を感じたらすぐに申し出る



- 体調の悪さを感じても「少し休めば大丈夫」と、つい無理をした結果、重篤な症状となったケースが非常に多くあります。
- **兆候を感じたらまずは管理者に申し出るようにし、自分で判断することは避けるようにしましょう。**

## 5 熱中症と災害発生プロセス

全ての労働災害は、「災害発生プロセス」を経て発生します。このため労働災害の検証等は、「災害発生プロセス」に沿って行うことが最も論理的です。熱中症の発生を「災害発生プロセス」に沿って検証してみましょう。

危険源	熱中症の「危険源」は、高温多湿な環境です。また、その危険源を作り出す原因は、太陽や、熱を出す機器（例えば溶鉱炉やオープン）等があります。
危険状態	人が「危険源」（高温多湿な環境）にさらされた状態が「危険状態」です。
危険事象	「危険状態」におかれた結果、体調に異常が生じることが「危険事象」です。
回避	「危険事象」に至った人に、適切な応急措置（休憩、体を冷す、水分・塩分補給）や救急搬送を行い、熱中症の「危害」の程度が大きくなりませんように回避します。
危害	熱中症の「危害」の程度は、応急措置や救急搬送の適否によって大きく変動します。

前ページまでに挙げた対策が「災害発生プロセス」のどの位置に作用しているかを考えると、下図のようになります。これらから次のようなことが分かります。

- 「災害発生プロセス」の上流に働きかける対策のほとんどは、事業者が取り組むべき事項です。作業者にできることは限られています。
- 様々な対策を講じ、万全のように思えていても、実際には「災害発生プロセス」の一部の箇所にかたよった働きかけをしているに過ぎません。



熱中症の防止のためには、対策の効果と残留リスクを意識することが必要です。危なさと同じ向きあいましょう。

